資料 1

白井市介護保険運営協議会について

1．目　的

介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、基本理念に基づき、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、介護保険運営協議会を置く。（市介護保険条例第 25 条）

2．所掌事務　次の事項について調査審議する。

（１）法第 117 条第 1 項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項

（２）（１）に掲げるもののほか市の介護保険に関する施策に関する重要事項

①介護保険制度以外の高齢者福祉に関すること

- 高齢者保健福祉計画の策定又は変更に関する調査・審議
- 前号に掲げるもののほか市の高齢者福祉に関する施策に関する重要事項

②地域密着型サービス事業者の指定に関すること

- 市が地域密着型サービスのサービス費の額を定めようとするときの調査・審議
- 市が地域密着型サービス事業者の指定を行おうとするとき又は指定をしないこととするときの調査・審議
- 市が地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準又は指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときの調査・審議

③その他市の高齢者福祉•介護保険に関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項

3．定　員　　１５人以内

4．構　成

①市民代表	５人
②学識経験者	５人
③介護サービス従事者	５人

5．任　期

３年（令和３年１２月１８日から３年間）

6．会　議　　年２～３回程度

※介護保険事業計画見直し時の令和５年度は５回前後となります。

参考資料１

介護保険条例（抜粋）

（介護保険運営協議会の目的及び設置）
第 25 条　介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、基本理念に基づき、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）
第 26 条　協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
（１）　法第 117 条第 1 項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
（２）　前号に掲げるもののほか市の介護保険に関する施策に関する重要事項
２　協議会は、前項の調査審議を行うに当たり、市長に資料の提出を求めることができる。

（資料提供）
第 27 条　市長は、前条第２項に規定する資料要求があったときは、必要と認められる資料を提出するものとする。

（意見の具申）
第 28 条　協議会は、第 26 条第 1 項の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、同上第１項各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

（組織）
第 29 条　協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
２　委員は、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、市長が任命する。
（１）　市民　５人
（２）　介護に関して学識又は経験を有する者　５人
（３）　介護サービスに関する事業に従事する者　５人
３　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。

（規則への委任）
第 30 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

参考資料２

介護保険条例施行規則（抜粋）

第９章　介護保険運営協議会

（組織）

第 58 条　条例第 29 条第２項第１号の市民には、第１号被保険者及び第２号被保険者を含めるものとする。

（会長）

第 59 条　条例第 25 条に規定する介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 60 条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第 61 条　協議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

（補則）

第 62 条　第 58 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

参考資料３

白井市介護保険運営協議会の運営に関する基準

（趣旨）

第１条　市は、介護保険条例（以下「条例」という。）第 25 条に規定する介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の適切な運営を図るため、その所掌事務に関して次のとおり整理するものとする。

（所掌事務）

第２条　運営協議会が所掌する、条例第 26 条第１項第２号に定める重要事項は次に掲げるものとする。

（１）　地域密着型サービス事業者の指定等に関すること

（ア）市が地域密着型サービスのサービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額を定めようとするときの調査・審議（法 42 条の２及び 54 条の２関係）

（イ）市が地域密着型サービス事業者の指定を行おうとするとき又は指定をしないこととするときの調査・審議（法 78 条の２関係）

（ウ）市が地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準又は指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときの調査・審議（法 78 条の４関係）

（２）　介護保険制度以外の高齢者福祉に関すること

（ア）高齢者保健福祉計画の策定又は変更に関する調査・審議

（イ）その他、市の高齢者福祉に関する施策に関する重要事項

資料２

介護保険運営協議会の今後の予定

令和３年度

回数及び開催時期	議題
１月１７日	委嘱状交付 会長・副会長の選出 運営協議会の所掌事務について

令和４年度

回数及び開催時期	議題
３回程度開催予定	第９期介護保険事業計画策定に関する審議 その他

令和５年度

回数及び開催時期	議題
５回程度開催予定	第９期介護保険事業計画策定に関する審議 その他

令和６年度

回数及び開催時期	議題
２回程度開催予定	介護保険事業に関する審議